

ともに歩む仲間～センターから地域に笑顔を～ 清瀬市障害者福祉センター



地域福祉の拠点施設「清瀬市障害者福祉センター」

市民 パルタージ

このコーナーは、市内在住の市民編集委員が市内の主要な施設を巡って、清瀬のまちの特徴を紹介します。



市民編集委員

高橋玲子さん

(上清戸在住・会社員)

趣味＝ヨガとエアロビクス

障害がある方の社会生活を支援する施設として平成7年にオープンした「清瀬市障害者福祉センター」(以下、センターという)は、医療と福祉のまち・清瀬のなかで、総合的な福祉の拠点となっています。身体障害の方のリハビリや生活支援、知的障害の方の作業や社会参加支援、高校3年生までの障害児学童クラブなど、11の事業を行っています。

「今日センターに来て楽しかったと思ってほしい」「障害があっても一人の市民として地域で暮らせる社会を作りたい」。センターの職員はそんな思いで日々支援に当たっているそうです。

今回は、清瀬市障害者福祉センター職員の高橋朋

センターの主な事業

センターは、設立以来、社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会の運営により、さまざまなサービスを提供し、積み重ねてきました。主に身体障害の方を対象とした日常生活・創作活動を支援する「生活介護事業」や、生活を円滑に行うためのリハビリを行う「機能訓練事業」などを実施しています。また、機械浴槽や一般浴槽での「入浴サービス事業」も実施しており、生活介護事業とは別に単独で利用することができます。

知的障害の方を対象とした「生活介護事業(清瀬ひまわり園)」では、作業や訓練の他にクラブ活動、音楽療法、外出行事などを通して健康維持や社会参加を目的に日常生活支援を行っています。

また、市内在住で障害のある方を対象に、調理・陶芸・手織りなど、さまざまな講座も実施しています。

障害のある方と

家族の安心のために

センターでは、市内にお住まいの障害のある方やそのご家族からのあらゆる相談に応じています。何か思うことがあったら、まずはお電話してみてもいいでしょう。



清瀬市障害者福祉センターの職員の方(前列左が甘糟さん)

昨年から、障害者のケアプラン作成にも応じ、相談内容によっては、「地域生活支援センターどんぐり」や「子どもの発達支援・交流センター」とことなどの関係機関との協力により、対応しています。

学童クラブのびのび

ある時、障害児の母親から「学童クラブに通えるのは小学4年生までですが、その後はどうしたらいいでしょうか」という相談が寄せられました。その時は、「清瀬ひまわり園」で一時的に預かりましたが、同じ悩みを持つ方が他にもいることがわかりました。

そこで、センターの相談室を開放し、職員がタイルカーペットを貼るなどして、小学1年生から高校3年生までの障害のある子どもが放課後や長期休暇中に過ごすことができる学童クラブをスタートさせました。これが現在の「学童クラブのびのび」です。当初、登録者3人でスタートした「のびのび」も、現在では35人が在籍し、相談室だけでは対応がなくなってきたことから、展示室やロビー、図書コーナーだった場所にも範囲を広げました。しかし、それでも



「学童クラブのびのび」

スペースが足りない状況だそうです。甘糟さんは「障害児の学童利用はニーズが多く、センターだけでなく、他の事業所などとも連携して、利用日数を増やすといった取り組みが必要です」と話されました。

障害者の日中一時支援 緊急一時保護事業

センターでは、市内在住で障害者手帳を持つ64歳までの方を対象に、1日に2人の定員で、センター休館日を除き、土・日曜日、祝日を問わず、それぞれ月7回まで、日中一時支援事業・緊急一時保護事業(宿泊)を利用することができます。例えば、親が入院するために障害のある子どもを預けるといった利用から、自宅での介護が一時的に困難になった成人の利用まで、事情はさまざまですが、職員が利用者に合わせた対応を心掛けています。

「現在、市内でこのような日中一時支援事業・緊急一時保護事業を行っているのはセンターのみですが、家庭の事情や日常生活の心配から、何かあった場合にはこのサービスを利用したいと、多くの方がこの事業に利用申請をしています。」



幅広い年代の障害のある方に対応する日中一時支援事業・緊急一時保護事業

ます」と甘糟さん。今後は、日中一時支援事業・緊急一時保護事業の拡大も検討していく必要があるそうです。

人が人を支援するとは

センターでは、障害のある方のお出かけを支援する「移動支援事業」や「同行援護事業」を行っています。そのなかで、目が不自由な母親が、「子どもの活動に参加したい」と、ヘルパーの派遣を依頼されたことがありました。しかし、ヘルパーは子どもに支援の必要性を感じても、基本的には手助けすることはできません。サポートの対象は、あくまでも「目が不自由な母親」だからです。ここに「支援すること」の葛藤があります。

障害のある母親がサポートしてほしいのは、自分ではなく、子どものことである場合があります。甘糟さんは「支援として、母親の手を引いて子どもの活動に付き添うことは可能でも、果たしてそれで良いのか。思いを酌んで更に手を伸ばしても良いのか。もちろん法律に沿った公正なサービスをしなければなりません。何をすることが本当の支援なのか、人が人を支援するとはどういうことか、いつも考えさせられます」と話されました。

また、「手を貸すときはいつも、『やってあげる』ではなく『させていただく』の気持ちでいます」とも話されます。支援者として、その方のできること・できないこと、心情にも配慮しながら、持てる力を最大限発揮することができるように、思いを込めながら接しているそうです。

「人は、何かで自分の能力を発

揮できた時、そこに、ともに分かち合える仲間がいた時、『良かった』と思うのではないのでしょうか。センターの職員が、障害のある方の困難を取り除けるわけではないけれど、共感したり、考えたりすることはできます。そこに、人が人を支援する意味や、センターの存在価値があるのではないのでしょうかと甘糟さんは話されました。

市民の皆さんとの

交流を大切に

センターでは、障害に関する理解や地域の皆さんとの交流を深めるため、ふくしセンターまつりやクリスマス会などを開催しています。また、市報12月15日号で紹介された木村勝一さんからのクリスマスケーキも、毎年の楽しみだそうです。

今後も市民の皆さんとの交流を大切に、利用される皆さんが安心して地域での生活を続けられるように日々の事業に取り組んでいきます。

取材を終えて

「どんなハンディキャップがあっても困らない世の中になれば、周りの人たちが自然と手を貸すことができる、障害があってもどこかに市民として居場所があれば、センターはいらないのかもしれない」というお話がありました。「センターが事業を充実させることよりも、市民一人一人の気持ちでそんな社会が実現することが、本当の『福祉』なのかもしれない」。甘糟さんの言葉が深く胸に刻まれました。

問合せ 障害者福祉センター ☎495・5511